

令和6年度 第3回

国民健康保険運営協議会資料

日 時 令和7（2025）年1月31日（金）
午後2時から
場 所 本庁舎3階 303会議室

那須塩原市

目次

1 報告案件

- (1) 令和6年度 国民健康保険特別会計補正予算(案)について・・・P1～2
- (2) 令和7年度 国民健康保険特別会計当初予算(案)について・・・P3～4
- (3) 那須塩原市国民健康保険の状況について・・・・・・・・・・P5～6
- (4) 令和7年度 保健事業・医療費適正化に係る主な取組について・・・P7～9
- (5) マイナ保険証移行への取組について・・・・・・・・・・P10
- 【補足資料】・・・・・・・・・・P11～16
- 那須塩原市国民健康保険運営協議会委員名簿・・・・・・・・P17

■令和6年度 国民健康保険特別会計補正予算について

1 第3号補正

(1) 概要

- ・料金改定に伴う郵送料及び基金利子の増額に伴う積立金に要する経費について、予算措置を行ったものです。

(2) 補正予算額

- ・第3号補正額：85万7,000円（補正後予算総額：119億5,076万1,000円）

(3) 補正内容

①歳入

○財産収入

- ・利子及び配当金：+56万6,000円

○繰入金

- ・職員給与費等繰入金（一般会計繰入金）：+29万1,000円

②歳出

○総務費

- ・保険税徴収費（料金改定に伴う郵送料の増額）：+29万1,000円

○基金積立金

- ・財政調整基金積立金（基金利子）：+55万6,000円
- ・高額療養資金貸付基金積立金（基金利子）：+1万円

2 第4号補正

(1) 概要

- ・人事院勧告に伴う人件費の増額について、予算措置を行ったものです。

(2) 補正予算額

- ・第4号補正額：+1,313万2,000円（補正後予算総額：119億6,389万3,000円）

(3) 補正内容

①歳入

○繰入金

- ・職員給与費等繰入金（一般会計繰入金）：+1,313万2,000円

②歳出

○総務費

- ・職員給与費：+1,053万円
- ・会計年度任用職員給与費：+135万4,000円

○保健事業費

- ・会計年度任用職員給与費：+124万8,000円

3 第5号補正（案）

（1）概要

- ・歳入の過不足調整及び療養給付費等の年度内に不足する経費について、予算措置を行うものです。

（2）補正予算額

- ・第5号補正額：＋1億5,957万6,000円（補正後予算総額：121億2,346万9,000円）

（3）主な補正内容

①歳入

○国民健康保険税

- ・国民健康保険税：▲5,270万円

○国庫支出金

- ・災害臨時特例補助金：＋117万1,000円
- ・社会保障・税番号制度システム整備費等補助金：＋456万2,000円

○県支出金

- ・県保険給付費等交付金（普通交付金）：＋1億3,953万3,000円

○繰入金

- ・保険基盤安定繰入金（一般会計繰入金）：＋2億3,666万8,000円
- ・財政調整基金繰入金：▲1億4,726万4,000円

②歳出

○総務費

- ・一般管理費（郵送料、システム機器リース料の減）：▲494万4,000円

○保険給付費

- ・一般被保険者療養給付費：＋1億103万7,000円
- ・一般被保険者高額療養費：＋3,849万6,000円

○基金積立金

- ・財政調整基金積立金（財源調整）：＋2,498万7,000円

■令和 7 年度 国民健康保険特別会計当初予算（案）について

1 概要

- ・令和 7 年度国民健康保険特別会計当初予算（案）総額は、119 億 1,097 万 6,000 円で、前年度と比べ金額にして 5,381 万 9,000 円の増、率にして 0.5%の増です。
- ・歳入の増は、被保険者数の減少による国民健康保険税の減の一方で、財源不足を賄う財政調整基金繰入金の増が主な理由です。
- ・歳出の増は、被保険者数の減少による保険給付費の減の一方で、国民健康保険事業費納付金の増が主な理由です。

2 予算総額

- ・令和 7 年度当初予算総額の前年度比較

区分	金額等
令和 7 年度（A）	119 億 1,097 万 6,000 円
令和 6 年度（B）	118 億 5,715 万 7,000 円
増減額（C）＝（A）－（B）	5,381 万 9,000 円
増減率（D）＝（C）／（B）	+0.5%

3 全体の状況

- ・「令和 7（2025）年度国民健康保険特別会計予算（案）款別一覧表」のとおり

4 主な内容

（１）歳入

①国民健康保険税

- ・医療給付費分：14 億 739 万 1,000 円（前年度比 ▲1 億 7,873 万 1,000 円）

②県支出金

- ・普通交付金：82 億 3,991 万 3,000 円（前年度比 ▲1 億 703 万 8,000 円）

③繰入金

- ・財政調整基金繰入金：4 億 9,612 万 4,000 円（前年度比 +3 億 4,886 万円）

（２）歳出

①保険給付費

- ・一般被保険者療養給付費：70 億 7,859 万 1,000 円（前年度比 ▲1 億 483 万 5,000 円）
（医療サービスの給付など）

②国民健康保険事業費納付金

- ・一般被保険者医療給付費分：20 億 6,120 万 1,000 円（前年度比 +2 億 2,126 万 7,000 円）
（県納付金）

③保健事業費

- ・特定健康診査等事業費：1 億 182 万 4,000 円（前年度比 +163 万 2,000 円）
（特定健診、特定保健指導）

④基金積立金

- ・財政調整基金積立金：924 万 4,000 円（前年度比 +678 万円）
（利子積立）

⑤予備費

- ・予備費：3,000 万円（前年度比 ▲2,000 万円）

令和 7（2025）年度 国民健康保険特別会計予算（案）款別一覧表

【歳入】

（単位：千円）

款名等	令和 7 年度 予算額 (A)	令和 6 年度 予算額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 %
1 国民健康保険税	2,094,050	2,346,031	▲ 251,981	▲ 10.7
(1) 一般被保険者	2,094,047	2,345,960	▲ 251,913	▲ 10.7
(2) 退職等被保険者	3	71	▲ 68	▲ 95.8
2 一部負担金	3	3	0	0.0
3 国庫支出金	1,000	1	999	増
(1) 災害臨時特例補助金	1,000	1	999	増
4 県支出金	8,450,417	8,602,925	▲ 152,508	▲ 1.8
(1) 普通交付金	8,239,913	8,346,951	▲ 107,038	▲ 1.3
(2) 特別交付金	210,504	255,974	▲ 45,470	▲ 17.8
5 財産収入	9,265	2,465	+6,800	+275.9
6 繰入金	1,301,241	868,712	+432,529	+49.8
(1) 一般会計繰入金	805,117	721,448	+83,669	+11.6
(2) 財政調整基金繰入金	496,124	147,264	+348,860	+236.9
7 繰越金	20,000	20,000	0	0.0
8 諸収入	35,000	17,020	+17,980	+105.6
計	11,910,976	11,857,157	+53,819	+0.5

【歳出】

（単位：千円）

款名等	令和 7 年度 予算額 (A)	令和 6 年度 予算額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 %
1 総務費	260,792	258,879	+1,913	+0.7
2 保険給付費	8,275,524	8,390,315	▲ 114,791	▲ 1.4
(1) 療養給付費	7,078,591	7,183,426	▲ 104,835	▲ 1.5
(2) 療養費	68,600	74,540	▲ 5,940	▲ 8.0
(3) 高額療養費・介護合算	1,067,002	1,063,265	+3,737	+0.4
(4) 移送費	100	100	0	0
(5) 審査支払手数料	25,620	25,620	0	0
(6) 出産育児一時金	26,011	32,014	▲ 6,003	▲ 18.8
(7) 葬祭費	9,600	11,350	▲ 1,750	▲ 15.4
3 国民健康保険事業費納付金	3,153,281	2,976,593	+176,688	+5.9
4 保健事業費	141,006	140,661	+345	+0.2
5 基金積立金	9,265	2,465	+6,800	+275.9
6 諸支出金	41,108	38,244	+2,864	+7.5
7 予備費	30,000	50,000	▲ 20,000	▲ 40.0
計	11,910,976	11,857,157	+53,819	+0.5

■那須塩原市国民健康保険の状況について

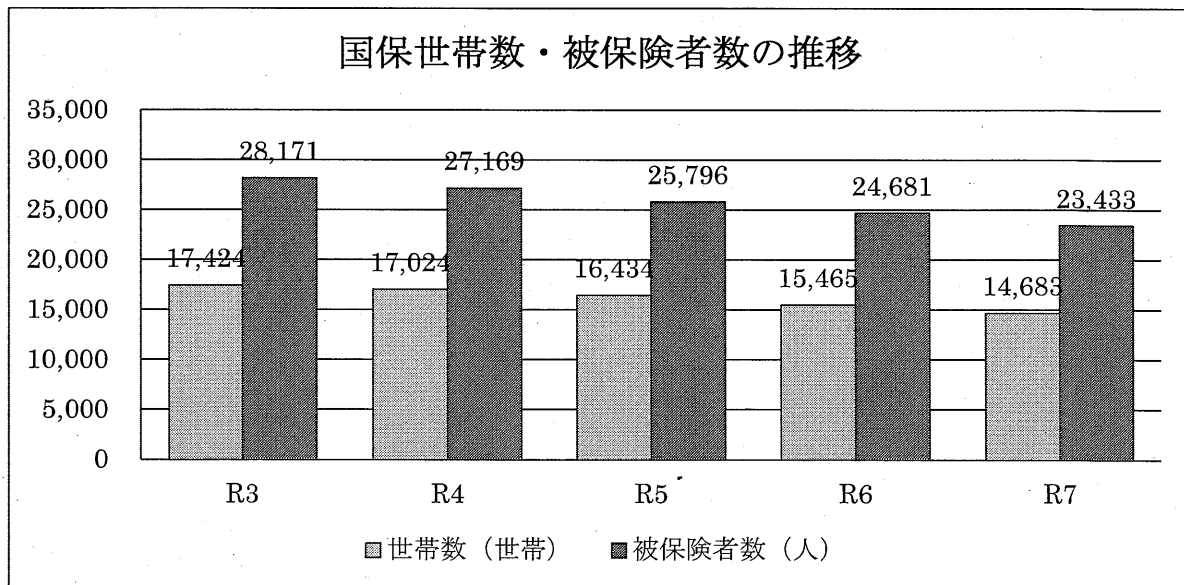
1 被保険者数等の推移

- ・国民健康保険の被保険者数は、75歳到達による後期高齢者医療制度への加入や、事業所規模の適用拡大による社会保険への加入など、国民健康保険からの離脱により、年々減少傾向にあります。

◇被保険者数等の5年間推移（年度平均）

（単位：人、世帯）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （推計値）	令和7年度 （推計値）
世帯数	17,424	17,024	16,434	15,465	14,683
被保険者数	28,171	27,169	25,796	24,681	23,433
増減数	▲572	▲1,002	▲1,373	▲1,115	▲1,248



※R6、R7 は前年度の伸び率から試算した推計値

◇令和6年4月1日現在の年齢別人口

年齢	75歳	74歳	73歳	72歳	71歳	70歳
人口（人）	1,852	1,891	1,822	1,759	1,802	1,659
被保険者数（人）	—	1,525	1,446	1,342	1,318	1,209
移行年度	—	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年

➢令和6年度は、1,525人の高齢者が、後期高齢者医療制度へ加入する見込み

2 国民健康保険税に係る調定（課税）額及び収納額の推移

（１）区分別 調定（課税）額及び収納額の推移

（単位：円）

区分			令和３年度 R4.５月末時点	令和４年度 R5.５月末時点	令和５年度 R6.５月末時点	令和５年度 R5.12月末時点	令和６年度 R6.12月末時点
一般	現年度分	調定額	2,742,279,900	2,598,145,280	2,354,867,100	2,355,612,400	2,335,018,600
		収納額	2,601,482,491	2,459,388,513	2,242,337,106	1,654,681,355	1,609,899,768
		収納率	94.87%	94.66%	95.22%	70.24%	68.95%
	滞納繰越分	調定額	595,645,552	518,550,816	451,449,940	452,610,440	384,725,133
		収納額	137,444,296	122,403,593	100,507,910	82,787,658	77,170,847
		収納率	23.07%	23.60%	22.26%	18.29%	20.06%
	計	調定額	3,337,925,452	3,116,696,096	2,806,317,040	2,808,222,840	2,719,743,733
		収納額	2,738,926,787	2,581,792,106	2,342,845,016	1,737,469,013	1,687,070,615
		収納率	82.05%	82.84%	83.48%	61.87%	62.03%
退職	現年度分	調定額	0	6,220	0	0	0
		収納額	0	6,220	0	0	0
		収納率	0.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	滞納繰越分	調定額	3,255,925	2,137,339	1,503,070	1,503,070	349,401
		収納額	196,345	142,906	9,295	9,000	6,618
		収納率	6.03%	6.69%	0.62%	0.60%	1.89%
	計	調定額	3,255,925	2,143,559	1,503,070	1,503,070	349,401
		収納額	196,345	149,126	9,295	9,000	6,618
		収納率	6.03%	6.96%	0.62%	0.60%	1.89%
合計	調定額	3,341,181,377	3,118,839,655	2,807,820,110	2,809,725,910	2,720,093,134	
	収納額	2,739,123,132	2,581,941,232	2,342,854,311	1,737,478,013	1,687,077,233	
	収納率	81.98%	82.79%	83.44%	61.84%	62.02%	

（２）目標収納率

区分	令和６年度
現年度分	96.10%
滞納繰越分	23.00%
現滞計	83.50%

（３）収納率向上の取組

- ①法令に基づく督促・財産調査・差押等の滞納処分の徹底
- ②現年課税分滞納整理の早期着手
- ③効果的な納税催告の実施
- ④口座振替の推奨
- ⑤週休日、夜間相談窓口の開設

<報告（４）>

■令和７年度 保健事業・医療費適正化に係る主な取組について

1 特定健康診査・特定保健指導事業

- (1) 目的
 - ・内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施することで、虚血性心疾患や脳血管疾患等の生活習慣病の発症を予防します。
- (2) 対象
 - ・40～74歳の国民健康保険被保険者
- (3) 内容
 - ・特定健診受診者全員に対して情報提供を行うほか、特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクに応じて階層化し、積極的支援、動機付け支援の特定保健指導を実施します。
- (4) 実施方法
 - ・特定健診・・・集団健診と医療機関個別健診
 - ・特定保健指導・・・積極的支援、動機付け支援とも委託

2 重症化予防対策事業

- (1) 目的
 - ・保健指導の必要な方に対し、適切な情報提供・受診勧奨や保健指導を行うことにより、生活習慣の改善又は適正医療に結びつけ、生活習慣病の発症及び重症化を予防します。
- (2) 対象
 - ①情報提供
 - (ア) 血糖：空腹時血糖 100 mg/dl 以上 126 mg/dl 未満又は HbA1c 5.6%以上 6.5%未満
 - (イ) 血圧：収縮期血圧 140 mm Hg 以上又は拡張期血圧 90 mm Hg 以上
 - (ウ) 脂質：空腹時中性脂肪 150 mg/dl 以上（やむを得ない場合は随時中性脂肪 175 mg/dl 以上）又は LDL コレステロール 140 mg/dl 以上又は HDL コレステロール 40 mg/dl 未満
 - (エ) 腎機能：尿蛋白（＋）以上又は eGFR 60 未満
 - ②保健指導対象者
 - ・糖尿病：空腹時血糖 126 mg/dl（随時血糖 200 mg/dl 以上）又は HbA1c 6.5%以上
 - ・高血圧における受診勧奨判定値（収縮期血圧 140 mm Hg 以上又は拡張期血圧 90 mm Hg 以上の者で、服薬しておらず、かつその他事業（Ⅲ度高血圧・特定保健指導・糖尿病重症化予防・糖尿病性腎症重症化予防）に該当しない者
- (3) 実施方法
 - ①情報提供対象者に対し、各種疾病への理解や生活習慣改善に関する資料の配布
 - ②保健指導対象者に対し、次の項目の保健指導を結果相談会や訪問で実施
 - (ア) 生活習慣病の重症化予防に関する個別指導
 - (イ) 各種疾病への理解や生活習慣病の重症化予防に関する資料の配布
 - (ウ) 必要時受診勧奨
 - ③その他健康に必要な指導及び啓発
- (4) 支援者
 - ・保健師、管理栄養士、看護師

3 糖尿病性腎症重症化予防保健指導事業

- (1) 目的
 - ・糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い方に対して、市と医療機関が連携して保健指導を実施することにより、糖尿病性腎症の重症化の予防に寄与します。

(2) 対象

- ・市の特定健康診査を受診した者のうち空腹時血糖 126 mg/dl 以上（随時血糖 200 mg/dl）以上又は HbA1c 6.5% 以上、かつ、尿蛋白（±）以上又は eGFR 60ml/分/1.73 m² 未満
- ・直近 1 年間に糖尿病受療歴がある方

(3) 実施方法

- ・那須塩原市糖尿病性腎症重症化予防保健指導事業実施要綱に基づき事業者に委託して実施
- ・対象者に個別通知し、希望した者に対し保健指導（1 人当たり 6 か月間）を実施

(4) 従事者

- ・保健師、管理栄養士、看護師

4 人間ドック・脳ドック助成事業

(1) 目的

- ・人間ドック等を実施することで、疾病の予防、早期発見・早期治療を図ります。

(2) 対象

- ・30～74 歳の被保険者で、国民健康保険税の未納がない方

(3) 助成額

- ・1 泊ドック：33,000 円
- ・日帰りドック：20,000 円
- ・脳ドック：20,000 円

5 健康度アップ事業

(1) 目的

- ・運動指導の専門家により個人に合った運動指導を実施することで、運動習慣の定着を支援し、内臓脂肪症候群の予防・改善を図ります。

(2) 対象

- ・40～74 歳の被保険者で、国民健康保険税の未納がない方

(3) 実施方法

- ・3 か月 1 コースで、市内の健康増進施設等（8 施設）に委託して実施

6 医療費通知事業

(1) 目的

- ・被保険者に健康と医療費に対する意識を深めてもらい、医療費の適正化を図ります。

(2) 対象

- ・全被保険者

(3) 実施方法

- ・年 2 回、世帯主あてに通知

(4) 通知内容

- ・医療機関名、受診者名、受診年月、診療日数、入院・外来・歯科・調剤・柔道整復・療養費別医療費の額、窓口負担相当額

7 後発医薬品普及事業

(1) 目的

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進により、被保険者の医療費負担の軽減を図ると共に、医療費の削減により国保財政運営の安定化を図ります。

(2) 対象

- ・ 20 歳以上の被保険者で、投与期間 7 日以上、1 薬剤あたり 100 円以上の差額、又は、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額（医薬代のみ）が、月 500 円以上軽減される見込みがある方

(3) 実施方法

- ・ 年に 1 回、対象者あてに通知

(4) 通知内容

- ・ 医薬品名、自己負担相当額、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額

8 重複受診対策事業

(1) 目的

- ・ 対象者に対し、適正な受診を促し、被保険者の医療費負担及び身体への負担の軽減を図ると共に、医療費の削減により国保財政運営の安定化を図ります。

(2) 対象

- ・ 全被保険者で、3 か月連続して 1 か月に同一疾病での受診医療機関が 3 か所以上の方で、保健指導を要すると認められる方、又は、3 か月連続して 1 か月に同一薬剤または同様の効能・効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されている方

(3) 実施方法

- ・ 重複受診者に対し、通知、電話、訪問等により適正な受診を促進

(4) 通知内容

- ・ 投薬状況（処方月、処方医療機関、処方薬剤名、数量、適応）

9 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(1) ハイリスクアプローチ

- ・ 健康状態不明者支援事業

75 歳以上の高齢者で、直近 3 か年の間、健診未受診かつ医療機関未受診の方を対象に、健康状態を把握し、医療や介護、健診、相談等の支援を行います。

- ・ 重症化予防（受診勧奨事業）

血糖のコントロール不良かつ薬剤処方のない方を対象に受診勧奨を行います。

当該年度に集団検診を受診した方で、血圧 180/110 を上回る方に電話で受診勧奨します。

- ・ 重症化予防（受診中断者）

糖尿病、高血圧症で薬剤を中止している方を対象に健康相談を実施し、健診や受診勧奨等の支援を行います。

(2) ポピュレーションアプローチ

- ・ 通いの場での医療や介護、健診、相談等の支援を実施します。

■マイナ保険証移行の取組について

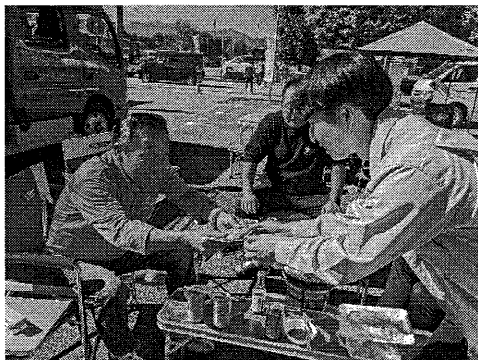
1 健康保険証の廃止に伴う対応

- ・健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を令和6年12月2日とする政令が閣議決定・公布
- ・現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行

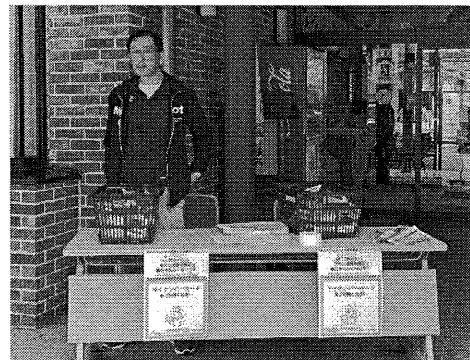
2 制度改正について周知取組

- ホームページ・みるメールによる周知
制度改正後も、引き続き有効な保険証が利用できることなどを周知
- 広報による周知
令和6年7月20日号・令和6年10月20日号
- マイナ保険証利用推奨チラシによる周知
国保資格の異動、人間ドック利用助成手続き等の来庁時に配布
高齢受給者証と同封し配布
- 那須町・大田原市と合同による勧奨資材の作成及び配布
マイナ保険証利用勧奨としてウェットティッシュを作成し、各種イベントにて配布

実施日	イベント名
令和6年10月6日	塩原温泉コミュニティまつり
〃 10月13日	軽トラ市
〃 10月20日	ハロープラザまつり
〃 10月20日	那須野が原開拓まつり
〃 11月3日	西那須野公民館まつり
〃 11月17日	倍センまつり
〃 11月24日	くろいそ公民館まつり



〈軽トラ市にて〉



〈塩原温泉コミュニティまつりにて〉

3 マイナ保険証保有率について

令和6年10月30日現在

	国民健康保険	後期高齢者医療
マイナ保険証登録者数 (B)	16,619 人	11,782 人
被保険者数 (A)	24,553 人	17,510 人
割合 (B÷A)	67.6%	67.2%

【補足資料】令和 7 年度国民健康保険特別会計当初予算（案）説明

【歳入】

（１）国民健康保険税

- ・国民健康保険税は、20 億 9,405 万円で、令和 6 年度と比較して 2 億 5,198 万 1,000 円の減（▲10.7%）となっています。保険税収入の実績額の推移や団塊世代の方の後期高齢者医療保険への移行等による被保険者数の減少を見込んでいます。

（２）一部負担金

- ・主に災害や失業等により著しく収入が減少した場合に、医療機関で支払う一部負担金の支払を猶予するもので、後日、被保険者が納付する制度です。一般被保険者等の現年・過年度分として納付される場合に備え、令和 5 年度と同様、科目として設定しています。（※令和 6 年度：一部負担金の発生はなし）

（３）国庫支出金

- ・東日本大震災等の災害による保険税減免の特例措置として国から補助金が交付されます。

（４）県支出金

①普通交付金

- ・病院・診療所で受けた医療費や整骨院・針灸院など病院等以外の施設で受けた医療行為に要する費用に対し交付されるものです。被保険者数の減少を見込み、令和 6 年度と比較して 1 億 703 万 8,000 円の減（▲1.3%）を見込んでいます。

②特別交付金

- ・市町の財政状況やその他の個別の事情に応じ、財政調整を行うものとして交付されます。令和 6 年度と比較して 4,547 万円の減（▲17.8%）を見込んでいます。

【参考】特別交付金の種類

- ア. 保険者努力支援金：評価指標の達成割合により交付されるもの
- イ. 特定健康診査等負担金：特定健康診査等の実績により交付されるもの
- ウ. 特別調整交付金：災害など、特別の財政事情を考慮し交付されるもの

（５）財産収入

- ・国民健康保険財政調整基金等の運用によって生じる利息です。令和 6 年度と比較して 680 万円の増を見込んでいます。

(6) 繰入金

①一般会計繰入金

- ・国の基準に基づくもの（法定繰入）と市の独自基準に基づくもの（法定外繰入）があり、様々な経費に対して繰入を行います。本市は法定繰入のみです。令和6年度と比較して8,366万9,000円の増（+11.6%）を見込んでいます。

【参考】一般会計繰入金の種類

ア. 保険基盤安定繰入金

○税負担能力の低い低所得者の加入割合が高いため、公費により税軽減分等の財政支援を行うもの

《財源》

- ・保険税軽減分：県 3/4、市 1/4
- ・保険者支援分：国 1/2、県 1/4、市 1/4

イ. 未就学児均等割保険税繰入金

○未就学児がいる世帯に対し、公費により均等割保険税（医療分 21,000 円、後期分 5,900 円）の軽減措置として財政支援を行うもの

《財源》国 1/2、県 1/4、市 1/4

ウ. 財政安定化支援事業繰入金

○被保険者の年齢構成が高齢者に偏っているため、その平準化を図るため公費により財政支援を行うもの

エ. 職員給与費等繰入金

○職員給与費及び事務費を市から繰り入れるもの

オ. 出産育児一時金繰入金

○出産育児一時金として、市からその経費の 2/3 を繰り入れるもの

カ. 産前産後保険料免除繰入金

○子育て世代の負担軽減を図る政策の一環として、出産時における保険料の軽減措置として財政支援を行うもの

《財源》国 1/2、県 1/4、市 1/4

②基金繰入金

- ・国民健康保険財政調整基金を取り崩し、国民健康保険事業の財源不足分を賄うものです。令和6年度と比較して3億4,886万円の増（+236.9%）を見込んでいます。
- ・国民健康保険税の減や、国民健康保険事業費納付金の増により、取り崩し額が増加しています。

(7) 繰越金

- ・ 令和 6 年度の決算時に生じる余剰金として、令和 6 年度と同額を計上しています。

(8) 諸収入

- ・ 国民健康保険税の支払が滞ったために生じる延滞金や、第三者行為納付金及び医療費不正請求に係る返納金等です。

【参考】

○第三者行為納付金

- ・ 交通事故等により、一旦、国保診療を受けた費用を加害者（第三者）から損害賠償金として受け入れるもの

○医療費不当請求に係る返納金

- ・ 国保資格喪失後（社保加入、転出等）に国保を誤使用した場合、国保診療に係る返納金を受け入れるもの

【歳出】

(1) 総務費

- ・ 国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、管理運営経費、徴税経費、収納率向上、医療費適正化経費、国民健康保険運営協議会費などがあります。
（職員給与・手当、消耗品、印刷製本費、郵送料、機器リース料、委託料等）
- ・ 令和 6 年度と比較して 191 万 3,000 円の増（+0.7%）を見込んでいます。

(2) 保険給付費

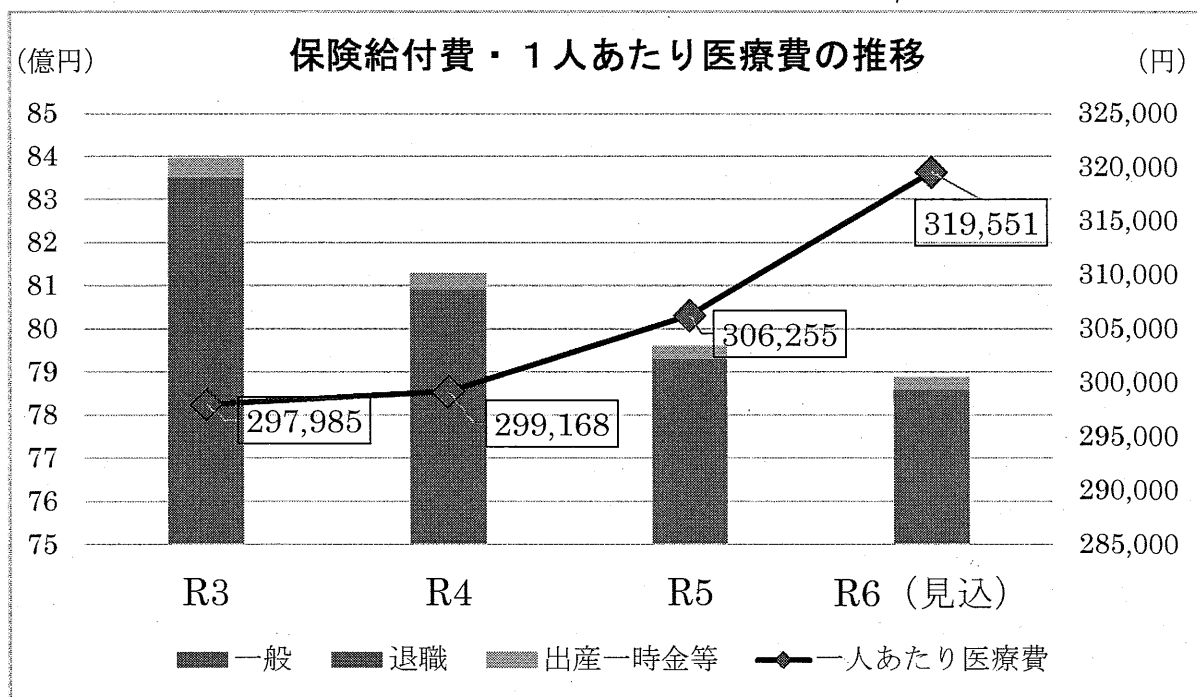
- ・ 保険給付費全体では、令和 6 年度と比較して 1 億 1,479 万 1,000 円の減（▲1.4%）を見込んでいます。
- ・ 療養給付費（病院・診療所で受けた医療費）や療養費（整骨院・針灸院など病院等以外の施設で受けた医療行為）、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費については、被保険者数の減少や、過年度実績額の推移を踏まえて見込んでいます。
- ・ 移送費については、令和 6 年度と同額を計上しています。

【参考】保険給付費の推移

(単位：千円)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (推計値)	令和7年度 (当初予算)
一般	療養給付費	7,213,157	7,014,622	6,839,783	6,766,672	7,078,591
	療養費	75,136	69,649	64,349	59,204	68,600
	高額・介護合算	1,062,325	1,006,333	1,023,621	1,015,302	1,067,002
	移送費	0	0	0	100	100
	小計	8,350,618	8,090,604	7,927,753	7,841,278	8,214,293
退職	療養給付費	18	0	0	0	0
	療養費	0	0	0	0	0
	高額・介護合算	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
	小計	18	0	0	0	0
出産一時金等・ 葬祭費・傷病手当金		43,906	37,486	32,738	30,229	35,600
合計		8,394,542	8,128,090	7,960,491	7,871,507	8,249,893

※令和3から5年度は決算額(千円未満四捨五入)、令和6年度は決算見込額、令和7年度は当初予算(案)額



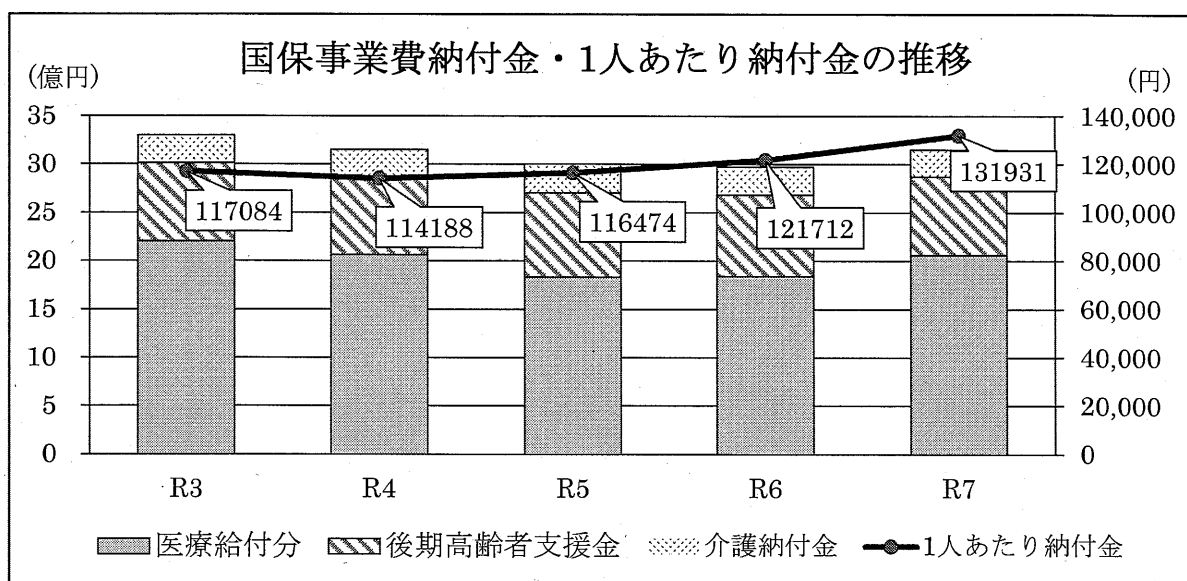
※一人あたり医療費 = 上記表の保険給付費等合計 ÷ 被保険者数年度平均

(3) 国民健康保険事業費納付金

- ・医療費水準や所得水準等に基づき積算された国民健康保険事業費納付金（医療費分・後期高齢者支援金分・介護納付分）を栃木県に納付するものです。
- ・令和6年度と比較して1億7,668万8,000円の増（+5.9%）を見込んでいます。

（単位：千円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療給付分	2,202,002	2,063,728	1,832,931	1,839,935	2,061,200
後期高齢者支援金	811,622	793,264	871,010	843,972	812,210
介護納付金	286,981	293,225	301,450	292,686	279,869
合計	3,300,606	3,150,217	3,005,391	2,976,593	3,153,280



(4) 保健事業費

- ・国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷について医療給付を行うことを主な目的としていますが、傷病の予防や、疾病を早期に発見して重症化を防ぎ、自ら健康になろうとする努力を支援し、地域全体の衛生・保健向上を図るため、健康教育、健康相談及び健康診査、疾病予防等の活動を実施しています。
- ・令和6年度と比較して34万5,000円の増（+0.2%）を見込んでいます。

(5) 基金積立金

- ・ 国民健康保険財政調整基金の利息や、国民健康保険税の余剰分がある場合に基金として積み立てるものです。
- ・ 令和6年度と比較して680万円の増(+275.9%)を見込んでいます。

(6) 諸支出金

- ・ 国民健康保険税の還付金や国・県支出金への返還金、一般会計への繰出金などに支出するものです。
- ・ 令和6年度と比較して286万4,000円の増(+7.5%)を見込んでいます。

(7) 予備費

- ・ 予算において予定していた経費の不足、または未計上の経費の必要に備えるものです。
- ・ これまでの実績等を踏まえ、令和6年度と比較して2,000万円の減(▲40.0%)を見込んでいます。

那須塩原市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和7(2025)年1月1日～令和9(2027)年12月31日

No.	選任区分	推薦機関	氏名
1	条例第2条第1号被保険者を代表する者	黒磯地区	コウダ マサノリ 幸田 理雅
2			マフネ ミツエ 真船 美津枝
3		西那須野地区	カワカミ ヤスオ 川上 安雄
4			テラド ヒロミチ 寺戸 博道
5		塩原地区	イケザワ キソコ 池沢 きそ子
6	条例第2条第2号保険医又は保険薬剤師を代表する者	黒磯那須地区医師会	タキタ マサヒト 瀧田 雅仁
7		西那須野塩原地区医師会（西那須野地区）	ハラ タカシ 原 孝志
8		西那須野塩原地区医師会（塩原地区）	モリヤマ トシオ 森山 俊男
9		那須歯科医師会西那須野塩原支部	タケダ トシヤス 武田 敏康
10		黒磯薬剤師会	サワダ マキ 澤田 麻希
11	条例第2条第3号公益を代表する者		ヒトミ カズオ 人見 和夫
12			キクチ ユウコ 菊地 裕子
13			ヒライ マサミ 平井 正美
14			カトウ タクオ 加藤 拓央
15			タカサワ ヒロト 高澤 寛人
16	条例第2条第4項被用者保険等保険者を代表する者		カネコ テツヤ 金子 哲也

■ 那須塩原市国民健康保険運営協議会について

1 市国民健康保険運営協議会の概要

- ・ 国民健康保険法第11条において、国民健康保険の保険者である都道府県及び市町村に設置が義務付け
- ・ 市の国保事業の運営に関する事項のうち、保険給付、保険税の賦課及び徴収、その他の重要事項の審議等を行う
- ・ 那須塩原市では、例年3回（7月、12月、2月頃）開催
- ・ 委員は全16名（別紙「委員一覧」参照）
 - ① 被保険者の代表（5名）
 - ② 保険医・保険薬剤師の代表（5名）
 - ③ 公益の代表（5名）
 - ④ 被用者保険代表（1名）

2 市国民健康保険運営協議会委員の任期・身分等

- ・ 任期：3年（令和7年1月1日から令和9年12月31日まで）
- ・ 身分：特別職の地方公務員（非常勤の市町村職員）
- ・ 報酬：7,400円＋交通費（1km当たり30円）

3 今後の市国民健康保険運営協議会スケジュール

日 時	内 容（案）
令和7年1月31日（金） 市役所本庁303会議室	・ 国民健康保険運営協議会委員委嘱式 ・ 財政運営について（予算）
令和7年7月31日（木） 市役所本庁303会議室	・ 財政運営について（決算）
令和7年12月17日（水） 市役所本庁303会議室	・ 財政運営について（検証・税率等の見直し）

■国民健康保険法施行令（一部抜粋）

第一章 都道府県及び市町村

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第二条 （１及び２は省略）

３ 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

４ 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

５ 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第四条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第三条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

２ 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

■那須塩原市国民健康保険条例（一部抜粋）

第１章 市が行う国民健康保険

（市が行う国民健康保険）

第１条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第２章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第２条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- （１）被保険者を代表する委員 ５人
- （２）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 ５人
- （３）公益を代表する委員 ５人
- （４）被用者保険等保険者を代表する委員 １人

（規則への委任）

第３条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

■那須塩原市国民健康保険規則（一部抜粋）

第１章 国民健康保険運営協議会

第１節 諮問及び意見の提出

（諮問）

第１条 那須塩原市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、那須塩原市国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申しなければならない。

（意見の提出）

第２条 協議会は、那須塩原市国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができる。

（答申及び意見の提出方法）

第３条 諮問に対する答申又は意見の提出は、文書をもってしなければならない。

第２節 会長及び会長の職務を代行する委員

(選挙)

第4条 協議会の会長及び会長の職務を代行する委員の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる。

4 会長がその職務を辞したときその他会長が欠けるに至ったときは、その欠けるに至った日から30日以内に会長の選挙を行わなければならない。

(任期)

第5条 会長及び会長の職務を代行する委員の任期は、委員の任期による。

(会長の職務)

第6条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

第3節 会議

(会議の開催)

第7条 協議会は、市長から諮問があったとき、その他必要と認めるときに開催する。

(招集)

第8条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び会長の職務を代行する委員がともに欠けた場合は、市長が招集する。

2 協議会の委員の半数以上の者から会議に付議すべき事案を示して会議の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

(議長)

第9条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び会長の職務を代行する委員が共に欠けた場合の会議においては、年長の委員が議長となる。

(委員の欠席届)

第10条 協議会に出席できない事情がある委員は、あらかじめ会長にその旨を届け出なければならない。

(定足数)

第11条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第12条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は委員として議決に加わることができない。

(関係職員等の出席)

第13条 協議会は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(会議録)

第14条 会長は、書記をして会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名その他必要な事項を記載させなければならない。

2 会議録には、会長及び協議会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

(準用規定)

第15条 この章に定めるもののほか、協議会の開閉、議事の審議等に関しては、那須塩原市議会の会議の例によるものとする。

第4節 雑則

(書記)

第16条 協議会に書記を置き、市長が任命する。

2 書記は、会長の命を受けて協議会の庶務を処理する。

(委任)

第17条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決を経て、会長が別に定める。

■国民健康保険制度について

1 国民健康保険制度の概要

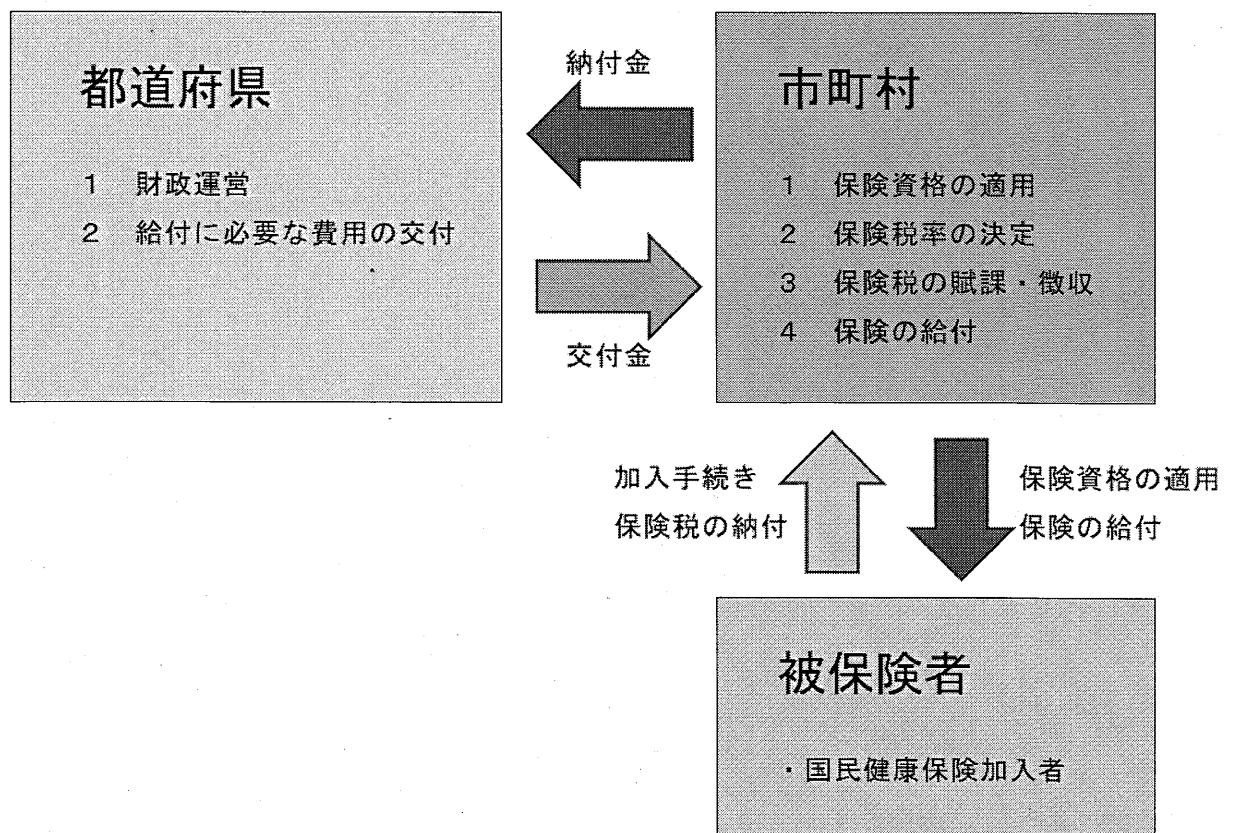
- ・国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づき、病気やケガのときに治療に専念できるように、国民健康保険税を出し合って、助け合う制度

2 （共同）保険者

- ・国民健康保険事業を運営する者（保険者）は、平成29年度までは市町村でしたが、平成30年度から都道府県と市町村が共同保険者
- ・国民健康保険事業の財政運営は、都道府県が責任主体
- ・市町村は、国民健康保険に加入している者（被保険者）の保険資格の適用、保険の給付、国民健康保険税に係る税率、賦課・徴収

3 国民健康保険の仕組み

■仕組みのイメージ図



4 国民健康保険に加入する者

- ・ 自営業者、農業従事者
- ・ 退職などにより職場の健康保険を脱退した者とその家族
- ・ パート・アルバイトなどで職場の健康保険に加入していない者

5 国民健康保険事業の会計処理

- ・ 住民税や固定資産税などを財源として、福祉、道路及び教育など市の基本的な活動を経理する「一般会計」とは別に、国民健康保険の運営に必要な経費は、「国民健康保険特別会計」を設置して経理

■国民健康保険特別会計イメージ図【令和5年度決算ベース】

